

## 徳川家康公顕彰四百年記念事業の共催及び後援に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、徳川家康公顕彰四百年記念事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）が実施する徳川家康公顕彰四百年記念事業（以下「家康公四百年祭」という。）の推進に寄与し、その気運を高めると認められる事業に係る推進委員会の共催及び後援（以下「共催等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 推進委員会が事業の企画または運営に参加するものをいう。
- (2) 後援 推進委員会が事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について、後援名義を使用させることにより協力することをいう。

### (共催等の事業の名称)

第3条 共催等を行う事業の名称には、次に掲げる名称を冠として付することができる。

- (1) 徳川家康公顕彰四百年記念プレ事業または家康公四百年祭プレ事業 本要綱施行日から平成26年12月31日までの期間内に実施される事業
- (2) 徳川家康公顕彰四百年記念事業または家康公四百年祭事業 平成27年1月1日から平成27年12月31日までの期間内に実施される事業

### (共催等の対象事業)

第4条 共催等の対象となる事業は、法人その他の団体が実施する事業であって、次のいずれにも該当しないもののうち、家康公四百年祭の推進に寄与し、その気運を高めるものであると推進委員会 企画委員会委員長（以下「企画委員長」という。）が認めるものとする。

- (1) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれがあるもの
- (2) 特定の宗教または政党の活動または宣伝等に関連するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、企画委員長が不適當であると認めるもの

### (共催候補事業の承認の申請)

第5条 共催を受けようとする者は、あらかじめ共催の候補の事業（以下「共催候補事業」という。）として企画委員長の承認を受けなければならない。

2 共催候補事業の承認を受けようとする者は、家康公四百年祭共催候補事業・後援事業承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて企画委員長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の所在、設立目的及び活動内容を明らかにする書類
- (2) 事業の目的、計画及び規模等を明らかにする書類並びに予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、企画委員長が必要があると認める書類

(共催候補事業の承認等)

第6条 企画委員長は、前項第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、共催候補事業として承認し、家康公四百年祭共催候補事業承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 企画委員長は、前項の規定による共催候補事業の承認にあたり必要な条件を付することができる。

(事前協議)

第7条 企画委員長及び前条の規定により共催候補事業の承認を受けた者は、当該事業に係る共催の内容について、事前の協議を行うものとする。

(協定の締結)

第8条 企画委員会及び第6条の規定により共催候補事業の承認を受けた者は、当該事業に係る共催に関する協定を締結するものとする。

(後援の申請)

第9条 後援を受けようとする者は、当該後援を受けようとする事業の開始予定日の1月前までに、家康公四百年祭共催候補事業・後援事業承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて企画委員長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の所在、設立目的及び活動内容を明らかにする書類
- (2) 事業の目的、計画及び規模等を明らかにする書類並びに予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、企画委員長が必要があると認める書類

(後援の決定等)

第10条 企画委員長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは後援を決定し、家康公四百年祭後援事業決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 企画委員長は、前項の規定による後援の決定にあたり必要な条件を付することができる。

(後援の期間)

第11条 後援の期間は、前条に規定する後援決定の日から当該事業の完了日までとする。

(変更等の届出)

第12条 共催候補事業の選定を受けた者、第8条の規定により共催に関する協定を締結した者及び後援の決定を受けた者(以下これらを「選定を受けた者等」という。)は、当該選定、協定もしくは決定に係る事業の内容その他当該選定、協定もしくは決定に係る事項を変更し、または当該事業を中止しようとするときは、あらかじめ書面をもって企画委員長に届け出なければならない。

(是正の措置等)

第13条 企画委員長は、選定を受けた者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに是正の措置を求め、または当該選定もしくは決定を取り消し、もしくは当該協定を解除することができる。

(1) 第4条各号のいずれかに該当したとき

(2) 前号に掲げるもののほか、企画委員長が不適當であると認めるとき

(選定を受けた者等の責務等)

第14条 選定を受けた者等は、共催等の名義を使用する際は、第三者に誤解を生じないよう適正に用いるものとする。

(事業完了の報告)

第15条 第8条の規定により共催に関する協定を締結した者及び後援の決定を受けた者は、当該共催等に係る事業が完了したときは、速やかに家康公四百年祭共催・後援事業完了報告書(様式第4号)を企画委員長に提出しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、共催等に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年10月9日から施行する。

様式第1号（第5条、第9条関係）

家康公四百年祭共催候補事業・後援事業承認申請書

平成 年 月 日

徳川家康公顕彰四百年記念事業推進委員会  
企画委員会 委員長 宛て

申請者 住 所 { 法人にあっては、その主たる  
事務所の所在地 }  
氏 名 { 法人にあっては、その名称及び } ⑩  
代表者の氏名 }

次の事業について、家康公四百年祭の共催候補事業・後援事業として承認を受けたいので申請  
します。

- 1 事業名称
- 2 実施期間
- 3 実施場所
- 4 実施趣旨
- 5 事業概要
- 6 家康公四百年祭シンボルマークの使用の有無 有 ・ 無
- 7 連絡先
- 8 添付書類
  - (1) 申請者概要書
  - (2) 実施事業の企画書及び予算書

平成 年 月 日

様

徳川家康公顕彰四百年記念事業推進委員会  
企画委員会 委員長 印

家康公四百年祭共催候補事業承認通知書

年 月 日付けで申請のありました大御所四百年祭共催候補事業について、次のとおり承認したので通知します。

1 共催候補事業の名称

2 名義

徳川家康公顕彰四百年記念事業推進委員会 または 家康公四百年祭推進委員会

3 冠名称

徳川家康公顕彰四百年記念(プレ)事業 または 家康公四百年祭(プレ)事業

4 協定の締結

本候補事業に係る共催に関する協定を別途締結する。

5 その他共催の条件

- (1) 共催名義は、当該事業以外に使用しないこと。
- (2) 広報印刷物等への後援の表示については、要綱を遵守し正しく表示すること。
- (3) 事業を中止し、又は事業内容を変更する場合は、事前に届け出ること。
- (4) 申請内容を無断で変更した場合その他企画委員会において必要があると認めた場合は、共催を取り消すことがある。
- (5) 事業完了後、速やかに事業完了報告書を提出すること。
- (6) その他要綱及び必要な指示に従うこと。

平成 年 月 日

様

徳川家康公顕彰四百年記念事業推進委員会  
企画委員会 委員長

家康公四百年祭後援決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大御所四百年祭事業の後援について、次のとおり決定したので通知します。

1 後援する事業の名称

2 後援名義

徳川家康公顕彰四百年記念事業推進委員会 または 家康公四百年祭推進委員会

3 冠名称

徳川家康公顕彰四百年記念(プレ)事業 または 家康公四百年祭(プレ)事業

4 後援の条件

- (1) 後援名義は、当該事業以外に使用しないこと。
- (2) 広報印刷物等への後援の表示については、要綱を遵守し正しく表示すること。
- (3) 事業を中止し、又は事業内容を変更する場合は、事前に届け出ること。
- (4) 申請内容を無断で変更した場合その他企画委員会において必要があると認めた場合は、後援を取り消すことがある。
- (5) 事業完了後、速やかに事業完了報告書を提出すること。
- (6) その他要綱及び必要な指示に従うこと。

様式第4号（第15条関係）

家康公四百年祭 共催または後援 事業完了報告書

平成 年 月 日

徳川家康公顕彰四百年記念事業推進委員会  
企画委員会 委員長 宛て

申請者 住 所 { 法人にあっては、その主たる  
事務所の所在地 }  
氏 名 { 法人にあっては、その名称及び } ⑩  
代表者の氏名 }

年 月 日付けで共催または後援の決定を受けた家康公四百年祭事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 事業名称

2 実施期間 平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ）

3 実施場所

4 事業参加者数

5 事業規模（総事業費 単位：千円）

6 効果・反響及び評価等

7 添付書類

- (1) 開催案内、プログラム、記録写真等事業内容が分かるもの
- (2) ポスター、チラシ等名義の使用状況が分かるもの